

# 同行援護従業者養成研修テキスト 第3版 ー追補ー

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、同行援護サービスの規定が改定されました。改定の概要と本書の該当箇所を下記にお示しします。

## 1 基本報酬の見直し

▶ 第1章 表1-1 日中活動系サービス「同行援護」6頁

▶ 第2章3 「2 同行援護の概要」②支給対象者 31頁・32頁

▶ 第2章3 「2 同行援護の概要」⑥報酬 43頁～45頁

同行援護は、外出する際に必要な援助を行うことを基本とすることから、「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の分類は廃止され、基本報酬が一本化されました。なお、対象者の要件は、現行の「身体介護を伴わない」の対象者の要件となりますが、次項2の②、③に記載の通り、障害支援区分3以上の対象者への支援については加算が新設されました。

ただし、現に利用している者に支援を行った場合は、支給決定の有効期間に限り改定前の報酬を算定することができることとされました。

## 2 盲ろう者等への支援の評価

▶ 第2章3 「2 同行援護の概要」②支給対象者 31頁・32頁

▶ 第2章3 「2 同行援護の概要」⑥報酬 43頁～45頁

盲ろう者や、重度の障害者への支援を評価する加算が創設されました。

### ①盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者を支援した場合の加算

盲ろう者向け通訳・介助員（地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業において、盲ろう者の支援に従事する者をいう。以下同じ。）が、盲ろう者（同行援護の対象者要件を満たし、かつ、聴覚障害6級に該当する者）を支援した場合は、100分の25に相当する単位数が所定単位数に加算されます。

## ②障害支援区分4以上の者を支援した場合の加算

障害支援区分4以上の者を支援した場合は、100分の40に相当する単位数が所定単位数に加算されます。

## ③障害支援区分3の者を支援した場合の加算

障害支援区分3の者を支援した場合は、100分の20に相当する単位数が所定単位数に加算されます。

### \*障害支援区分の認定について

同行援護は、障害支援区分の認定調査を受けずとも利用ができますが、上記②③「障害支援区分3又は4以上の者を支援した場合の加算」を算定するに当たっては、障害支援区分認定調査により障害支援区分3以上の判定を受け、加算対象者として支給決定を受けている必要があります。このため、障害支援区分の判定を受けておらず、同行援護の利用のみを希望する障害者については、障害支援区分3以上に該当すると見込まれる場合に、認定調査を併せて行うこととなります。

なお、申請に当たり、利用者が認定調査の実施を望まない場合には、必ずしも認定調査を受ける必要はありませんが、その場合は、「障害支援区分3又は4以上の者を支援した場合の加算」の対象者として支給決定は行われません。

## 3 同行援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し等

▶第2章3「2 同行援護の概要」⑤サービス提供事業者の指定要件 41 頁～ 43 頁

同行援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件のうち、同行援護従業者養成研修を修了したものと見なす経過措置について、研修修了者の養成状況等を踏まえ廃止されました。

### ①同行援護ヘルパーの要件の見直し

[現行]

- イ 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者(居宅介護職員初任者研修課程修了者等については、平成30年3月31日までの間は、同研修を修了したものとみなす。)
- ロ 居宅介護職員初任者研修課程修了者等であって、視覚障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有するもの
- ハ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

[見直し後]

イ 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者(盲ろう者向け通訳・介助員については、平成 33(2021)年 3月 31日までの間は、同研修を修了したものとみなす。)

\*上記括弧書きの取扱いにより、同行援護従業者養成研修修了者とみなされた盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を提供した場合は、所定単位数の 10%が減算されます。

ロ 居宅介護職員初任者研修課程修了者等であって、視覚障害者等の福祉に関する事業に 1年以上従事した経験を有するもの

ハ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

②同行援護のサービス提供責任者の要件の見直し

[現行]

イ 以下の(1)又は(2)の要件を満たすものであって(3)の要件を満たすもの

(1)居宅介護職員初任者研修を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者等

(2)平成 23年 9月 30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年以上従事した者(平成 30年 3月 31日までの暫定的な取扱い。)

(3)同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者(居宅介護職員初任者研修課程修了者等については、平成 30年 3月 31日までの間においては、当該研修課程を修了したものとみなす。)

ロ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

[見直し後]

イ 以下の(1)及び(2)の要件を満たすもの

(1)居宅介護職員初任者研修を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者等

(2)同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者

ロ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等

# ○同行援護サービス費

注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
基礎研修課程修了者等により行われる場合	奮闘者向け通知・介助員により行われる場合	2人の同行支援従業者による場合	夜間もしくは夜明けの場合又は深夜の場合	奮闘者に対し奮闘者向け通訳・介助員が支援を行う場合	隣書支援区分3に該当する者の場合	隣書支援区分4以上に該当する者の場合	特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応加算(月2回を限度)	注	注	注	注
(1)30分未満	(2)30分以上1時間未満	(3)1時間30分以上2時間未満	(4)1時間30分以上2時間30分未満	(5)2時間以上2時間30分未満	(6)2時間30分以上3時間未満	(7)3時間以上	(1)30分未満	(2)30分以上1時間未満	(3)1時間30分以上2時間未満	(4)1時間30分以上2時間30分未満	(5)2時間以上2時間30分未満	(6)2時間30分以上3時間未満	(7)3時間以上
(257単位)	(406単位)	(591単位)	(674単位)	(758単位)	(842単位)	(925単位に30分を増すごとに+83単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×200/100	×25/100	×90/100	×90/100
身体介護を伴わない場合※	身体介護を伴わない場合※	身体介護を伴わない場合※	身体介護を伴わない場合※	身体介護を伴わない場合※	身体介護を伴わない場合※	身体介護を伴わない場合※	×90/100	×90/100	×200/100	×25/100	×90/100	×90/100	×90/100
平成30年4月以降に支給決定を受けた者に提供した場合は、初回加算	平成30年3月31日までに支給決定を受けた者の支給決定期間中に提供した場合は、初回加算	平成30年4月以降に支給決定を受けた者に提供した場合は、初回加算	平成30年4月以降に支給決定を受けた者に提供した場合は、初回加算	平成30年4月以降に支給決定を受けた者に提供した場合は、初回加算	平成30年4月以降に支給決定を受けた者に提供した場合は、初回加算	平成30年4月以降に支給決定を受けた者に提供した場合は、初回加算	×90/100	×90/100	×200/100	×25/100	×90/100	×90/100	×90/100
※ 平成30年3月31日までに支給決定を受けた者の支給決定期間中に提供した場合は、初回加算	※ 平成30年3月31日までに支給決定を受けた者の支給決定期間中に提供した場合は、初回加算	※ 平成30年3月31日までに支給決定を受けた者の支給決定期間中に提供した場合は、初回加算	※ 平成30年3月31日までに支給決定を受けた者の支給決定期間中に提供した場合は、初回加算	※ 平成30年3月31日までに支給決定を受けた者の支給決定期間中に提供した場合は、初回加算	※ 平成30年3月31日までに支給決定を受けた者の支給決定期間中に提供した場合は、初回加算	※ 平成30年3月31日までに支給決定を受けた者の支給決定期間中に提供した場合は、初回加算	×90/100	×90/100	×200/100	×25/100	×90/100	×90/100	×90/100
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき)150単位を加算	(1回につき)150単位を加算	(1回につき)150単位を加算	(1回につき)150単位を加算	(1回につき)150単位を加算	(1回につき)150単位を加算	(1回につき)150単位を加算

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
1月につき	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき
+ 所定単位 × 303/1,000	+ 所定単位 × 303/1,000	+ 所定単位 × 303/1,000	+ 所定単位 × 221/1,000	+ 所定単位 × 221/1,000	+ 所定単位 × 123/1,000	+ 所定単位 × 123/1,000	+ 所定単位 × 123/1,000	+ 所定単位 × 123/1,000	+ 所定単位 × 123/1,000	+ 所定単位 × 123/1,000	+ 所定単位 × 123/1,000	+ 所定単位 × 123/1,000	+ 所定単位 × 123/1,000
福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算
1月につき	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき	1月につき
+ 所定単位 × 41/1,000	+ 所定単位 × 41/1,000	+ 所定単位 × 41/1,000	+ 所定単位 × 41/1,000	+ 所定単位 × 41/1,000	+ 所定単位 × 41/1,000	+ 所定単位 × 41/1,000	+ 所定単位 × 41/1,000	+ 所定単位 × 41/1,000	+ 所定単位 × 41/1,000	+ 所定単位 × 41/1,000	+ 所定単位 × 41/1,000	+ 所定単位 × 41/1,000	+ 所定単位 × 41/1,000